

平成20年度国民健康保険料の特別徴収の実施について

1. 内容

平成20年4月から健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の一部が施行されることに伴い、中野区国民健康保険に加入する年金受給者である世帯主のうち、一定の条件を満たす者について特別徴収(公的年金からの天引き)を開始する。

2. 開始時期

平成20年4月

3. 件数

1,958世帯(平成20年1月10日現在)

4. 対象

以下のすべてに該当する世帯の世帯主

- (1) 世帯主が国民健康保険に加入していること
- (2) 世帯の加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- (3) 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- (4) 世帯主が介護保険料を年金から特別徴収されていること
- (5) 介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が、年金額の2分の1を超えないこと
- (6) 平成20年1月16日までに口座振替手続きをしていないこと
- (7) 世帯主が平成20年度中に75歳にならないこと

5. 特別徴収額

特別徴収する額は、平成20年度4、6、8月の年金からは、平成19年度国民健康保険料総額の6分の1の額を仮徴収し、平成20年度10、12、2月の年金からの天引き額で平成20年度国民健康保険料総額となるように調整をする。